

議 長 日程第1「議案第44号松田町選挙公報の発行に関する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 皆さん、おはようございます。定例会2日目、よろしくお願いいたします。
議案第44号松田町選挙公報の発行に関する条例を別紙のとおり制定する。
令和3年12月7日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。本町の町議会議員及び町長の選挙に際して、有権者が各候補者の氏名、経歴、政見等について知る機会を拡充し、町政への関心度並びに投票率の向上を図るため、提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは、議案第44号松田町選挙公報の発行に関する条例について説明させていただきます。

それでは、議案を1枚おめくりください。この松田町選挙公報の発行に関する条例は、新規条例となりますので、各条ごとに要点を説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

第1条では、本条例の趣旨を定めたものでございます。公職選挙法第172条の2は、任意選挙公報の発行に関する規定ですが、この規定に基づき、松田町の議会議員及び町長の選挙における選挙公報の発行に関し、必要な事項を定めるものとしております。

第2条では、選挙公報の発行について定めたものでありますが、松田町選挙管理委員会は町議会議員及び町長の選挙において、候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を選挙ごとに1回発行しなければならないとするものでございます。

第3条でございます。第3条では、掲載文の申請について定めたものでございますが、第1項は候補者が選挙公報に掲載を受けようとするときは、掲載文を添えて、選挙の告示日に選挙管理委員会に文書で申請しなければならないとするものでございます。

第2項は、候補者は公職の候補者としての責任を自覚し、掲載文には他人の名誉を傷つけ、もしくは善良な風俗を害することなど、選挙候補の品位を損な

う事項を記載してはならないとするものでございます。

第4条では、選挙公報の発行手続について定めたものであります。第1項は、候補者から申請があったときは、掲載文を原文のまま掲載しなければならないとするもので、第2項は、1つの用紙に2人以上の候補者の氏名、経歴等を掲載する場合の掲載順序を定めたもので、選挙管理委員会がくじにより定めるものとするものでございます。

第3項は、くじを行う際に候補者またはその代理人は、そのくじに立ち会うことができる規定でございます。

続きまして、第5条でございます。第5条は、恐れ入りますが、次ページにもまたありますので、よろしくお願いいたします。第5条は、選挙公報の配布について定めたものでございます。第1項は、選挙公報は当該選挙に用いるべき選挙人名簿の登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日の前日までに配布するもので、第2項では、各世帯に選挙公報を配布することが困難と見られる特別な事情があるときは、新聞折込みその他これに準ずる方法による配布を行うことによって、第1項の配布に代えることができるものとするものでございます。この場合において、選挙管理委員会は松田町役場その他適当な場所に選挙公報を備えおく等、選挙公報の配布を補完する措置を講じ、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるように努めなければならないとするものでございます。

第6条では、選挙公報の発行を中止する場合について定めたものでございます。公職選挙法第100条第4項の規定により、無投票当選となり投票を行うことを必要としなくなったとき、または天災その他避けることのできない事故その他特別な事情があるときは、選挙公報の発行を中止するものでございます。

第7条では、この条例に定めるもののほか、選挙公報の発行に関し必要な事項は委員会が定めるという委任規定を設けるものでございます。

最後に、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行させていただくものでございます。

なお、参考資料1は松田町選挙公報の発行に関する規則と、参考資料2は松

田町選挙公報の発行に関する条例の資料を添付しておりますので、後ほど御高覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。ございませんか。

5 番 田 代 一、二点教えてください。8年ほど前だと私、記憶しております。当時、議会事務局長のときに、4町村がこの選挙公報が未発行だと。松田町議会、どうなんだということで、当時総務課から話がありました。諸般の事情から、今回は見送ろうと、そのような記憶があります。

そこでまずお尋ねしたいのが、1点目が、今現在県内で発行していない市町村は幾つかと。それが1点目です。

2点目です。第5条、選挙公報の配布です。ここで、選挙の期日の前日までに配布するものとする。3条では、告示ですね、告示の日にこの選挙公報を候補者から受け付けますよね。それを印刷して、前日までに配布という、配布方法、新聞折込みなのか、自治会なのか。その辺で、新聞折込みだと届かない世帯もある。自治会の場合は、比較的遅いんですよね。その辺の中で、どういうふうな、この条例が通ったときにね、どういうふうな執行を考えられているか。その2点についてお知らせください。お願いします。

総 務 課 長 ただいま田代議員の質問にお答えさせていただきます。まず初めに、県内で選挙公報をやっていない市町村は本町のみで、あとは全部やっております。

それから2点目でございます。配布方法につきましては、自治会のほうに配布をお願いする予定でございます。実際、今現在、この間の衆議院選挙とか、今までの県知事、県議とかの選挙においても、全て自治会長に配布していただいておりますので、今回もそのような形で考えております。以上でございます。

議長 よろしいですか。

5 番 田 代 はい、終わります。

議長 ほかにございますか。

6 番 井 上 今、条例のですね、各条項についての説明をいただいたんですけども、これを見ますと、これは例えば国とか県とかと同じような、紙媒体のみのですね、条例の規定になっているというふうに理解しますが、やはり前者もですね、例えば新聞をとっていない方とかですね、自治会に入っていない方等もいられる。今の時代ですね、やはりデジタル媒体等は当然これから条例としてですね、審議し、議決を受けるということであれば、そういった対応が当然考えられてしかるべきではないのかなというふうに思いますが、そういったものについての規定というのは、どこを見ればですね、それができるとか、できないとかというふうになっているのかをお伺いをしたいと思います。

総 務 課 長 まず、選挙公報につきましては、基本的に紙で発行させていただくんですが、もちろんインターネット、町のホームページにも同様のものを掲載する予定でございます。また、そのデジタルの関係につきましては、手前ども上位法である公職選挙法のほうで、そちらの記載ができる旨の規定がございますので、そちらのほうで対応させていただく予定でございます。以上です。

6 番 井 上 そういった町のホームページ等に掲載するという事で、その規定は公職選挙法で規定されているという説明ですが、じゃあそれはどういうふうに、どこにあるのかを教えてくださいたいと思いますし、公職選挙法を見ろということでしたらね、しばし時間を頂きたいというふうに思います。

その場合ですね、大きさとかですね、例えばこの規則の、参考資料2の前のページの議会議員の場合と考えますと、選挙公報で1から9まで枠があります。それをですね、例えばホームページで、これと同じ形式で記載をするのであれば、大変見づらいというふうに考えます。そういったものを当然配慮をしないとですね、公職選挙法にそこまで細かく書いてあるのかどうか分かりませんが、その点についてはいかがかと。公職選挙法のどこに示されているかというのを明示していただきたいのが1点と、ホームページに掲載の場合のですね、この第4号様式について、ホームページの場合にはまた違った形になるのではないかと想定しますが、この形のままなのか。その2点をお願いいたします。

総 務 課 長 すみません。公職選挙法では、選挙公報がホームページに載せていいという、

そういう具体的な形では書いてないような状況でございます。そのじゃあ条文は何条よという話になっちゃいますと、ちょっとごめんなさい、今すぐ回答できないんですが。

それとですね、あとその選挙公報が…。

6 番 井 上 総務課長が説明したんじゃないの。前回の答弁でね、公職選挙法に載ってますと。それはどこですかと。それが書いてないというのは、おかしいんじゃないの。

総 務 課 長 あ、すみません。書いてないって…ホームページに載せなさいという形までの記載はないです。デジタルで配信することができるということなんです、ホームページに記載するとか、そういうことは、そこまでは書いてないです。

それともう2点目なんです、選挙公報のこちらのほうの大きさとか云々というのは、基本的には選挙公報、このまま通常のこのサイズでPDFみたいな形で掲載するような形で考えております。以上です。

6 番 井 上 今これからですね、選挙公報を発行する。直近の選挙としては2年先の議会議員選挙であると。当然そこでは、そういうホームページに掲載をするという、デジタル…私はホームページとは言っていないですね。総務課長のほうが町のホームページに掲載をしますということであれば、そういうふうなね、ことをこの条例の中に盛り込むべきではないかというふうに私は言ってるわけですよ。それはもう上位法で決まっていますからという説明があったんですけども、それは、じゃあその箇所はどこかといったら、そういうふうにはうたっていない。その説明自体がおかしいですし、私はこの条例または規則の中に、そういった内容を網羅すべきだと思いますし、もし、例えばですね、この規則の第4条の長の選挙の場合、議会議員の選挙の場合の、これをPDFにしてね、画面のサイズがそれぞれの持っているパソコン等で違うとは思いますが、それで見ろというのはちょっと見えるのかな、よく分からないんですけども。例えばその場合には変えてですね、ホームページに掲載の場合にはこういう様式だというふうにするべきだと私は思いますが、いかがでしょうか。

総 務 課 長 基本的にですね、まず初めに、あくまでも今、選管の事務局のほうで考えて

いるのは、あくまでも紙媒体が基本で、それでその補完ということでホームページにも併せて掲載するものという形で考えておりますので、基本的に選挙公報を同じホームページ用と配布用と別にするのではなく、あくまでも同じやつを掲載するというので、今現在は考えております。以上です。

6 番 井 上 ちよつとこの本会議の場ではですね、それ以上ちよつと細かい話になりますので、私の質問は以上とします。あとはですね、これ、特別委員会のほうでしっかりやりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本案につきましては、特別委員会を設置し、付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は特別委員会に付託の上、審査することに決定しました。

ここで、暫時休憩しますので、休憩中に委員の人数、氏名、正・副委員長など必要な事項を決定するようお願いいたします。決定しましたら、議長まで報告願います。

暫時休憩します。(9時18分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。(9時28分)

休憩中に選挙公報の発行に関する条例審査特別委員会を設置することに決定しました。そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、議案第44号松田町選挙公報の発行に関する条例は、選挙公報の発行に関する条例審査特別委員会を設置し、付託することとなりました。

次に、委員が決定しました。委員は、議長を除く議員11名です。委員長には田代実君、副委員長には唐澤一代君が決定しました。審査をよろしくお願いいたします。なお、議長もオブザーバーとして参加させていただきますので、よろしくお願いいたします。